

近世後期海運業発達の前提

——在方商人から見た一側面——

落合功

(受付 1998年10月12日)

はじめに

近世後期における海運業の発達をめぐる議論は、最近多くの成果を見ることができ、研究の視角も多様な側面から検討が加えられてきている。特に代表的な成果の一つとして斎藤善之氏の成果があげられよう¹⁾。同氏の成果は、幕藩制的市場構造の変容の契機を天明期ごろから伸張する内海船に求め、検討したものである。とりわけ注目できる論点として、内海船の買積船である性格に着目している点があげられる。同氏の「買積取引自体が商品相場と直接連動するものであり、そこから利益を引き出すものであったから、その意味では、はるかに市場原理に即応したものであった。」という指摘は、近世後期の幕藩制市場の特質を考える際、内海船などの買積船の動向に着目する重要性を指摘したという点で注目できる。かかる成果は、幕藩制市場の変容の要素を海運自体にも求めている意味で高く評価できるが、なお課題は残されていると思われる。ここでは二つの点を指摘したい。

第一に、買積船である内海船について、運賃積である菱垣廻船・樽廻船などの廻船と対置した存在として把握している。この点、上村雅洋氏の「元来その成立過程からみて、菱垣廻船・樽廻船の両者ともそれぞれ荷主である十組問屋・酒造家の支配を受けており、純粹な形での他人運送形態では

1) 斎藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』(1994年、柏書房)

なかった。むしろ、近世においては買積形態が本来の廻船経営の在り方で、それが大量で安定的な積荷の存在という特殊な条件のもとでのみ運賃積形態が存在したといえる。」という指摘に代表されるように²⁾、買積船の存在自体は近世前期から各所に存在していた。よって、買積船=近世後期の商品流通の担い手として即時的に評価するには問題が残るであろう。しかも、内海船の取扱い品目を概観すると、主として塩・米・干鰯・穀物を中心であつた³⁾。この内、塩については、斎田塩を事例に次項で述べるが、取扱品目として少なくとも菱垣廻船・樽廻船と対置する存在としては位置付けられないと思われる。

第二に、北前船や内海船に見られる買積船が登場する廻船集団が発達するに当り、①幕藩制的な全国市場の成立に伴う特産地の形成、②それに伴う地域間価格差の形成、の二つの社会的要素が指摘されてきた。この点重要な指摘であるが、かかる廻船が買積を行ない得るのに必要な購入資金をどのようにして得ていたのか、という廻船自体の内的要因については、充分に実証されたとはいえないよう思われる。

以上の二つの課題に答えるため、本報告では二つの側面から検討したい。すなわち、近世後期海運業の担い手ともなった内海船・北前船に見られる買積船登場の前提を、取り扱い品目として代表的な塩を取り上げ、初期から斎田塩として江戸市場に参入した撫養塩業を題材に検討したい。また、近世後期の買積船の伸張を支えた存在を、産地との間を結ぶ在方商人に求め検討したい⁴⁾。

この地域の塩業に関する研究成果としては、撫養塩業を概括したものと

-
- 2) 上村雅洋『近世日本海運史の研究』(1994年、吉川弘文館)
 - 3) 斎藤『前掲書』第五章「内海船の廻船経営の成立と展開」の表5-2「住徳丸の利益額上位の商品」、表5-8「住吉丸の取引概要」などを参照
 - 4) 同家の文書群は、家に伝來した文書群の他に、国立史料館・東京都中央図書館などに所蔵され各所に残存している。これらの史料を利用したものとしては、上村雅洋氏の成果を見ることができる。今回の成果は、その内在家分にしほったものとなっている。なお、本論のうち特に注記の無いものは田淵家文書である。

落合：近世後期海運業発達の前提

しては、『鳴門市史』上巻がある⁵⁾。また相良英輔氏は「徳島藩の塩業政策」において⁶⁾、徳島藩の塩業政策を、開発期・初期・前期・中期・後期・幕末期の大きく六期に分けて政策的特質を明らかにしている。さらに、上村雅洋氏は「近世阿波における廻船経営と手船化」「阿波国撫養における山西家の廻船経営」「阿波国撫養をめぐる商品流通と廻船」⁷⁾において、山西家文書・田淵家文書を素材として廻船経営の分析を行なっている。以上の成果も踏まえつつ、上記の課題について考察していくことにする。

一. 徳島藩塩業の展開と塩廻船

徳島藩内の主要な財源は藍玉であるが、塩はその次に位置付られ、重要な位置を占めていた。文化5年(1808)に諸国からの入銀高の見積を記載した「御国中金銀出入大綱積り書」を参照すると⁸⁾、あくまでも見積だが、塩は藍玉に次いで収入としての比重が高く、入銀総額のおおよそ13パーセントを占めている。徳島藩財政において塩は藍玉に次ぎ重要な位置を占めていたのである。

徳島藩内に展開した塩田は、大きく3つの塩浜があった。最も早い慶長から寛永期にかけて吉野川流域に開発された撫養浜、元和6年(1620)に南斎田村の塩田を開発した徳斎浜、そして寛永年間に開発した答島浜である。享和段階のそれぞれの塩田面積は、撫養浜は300町歩、徳斎浜は60町歩、そして答島浜が77町歩であった。徳島藩領の塩田のうち、特に撫養浜だけでも塩田面積の6割以上を占め、近世前期からすでに日本を代表する塩田であった。以上の理由から、本論では撫養塩田を検討の素材とすることにしたい。

撫養塩田は、慶長から寛永期にかけて吉野川流域に開発された塩田であ

5) 1976年

6) 『近代瀬戸内塩業史研究』(1992年、清文堂)

7) 両成果共に『近世日本海運史の研究』1995年に収録

8) 「文化五年十月 御国中金銀出入大綱積り書」(『鳴門市史』上巻、1976年)

る。天正13年6月(1585)長曾我部元親への攻略の結果、蜂須賀家政が播州龍野から阿波国へ転封してきたが、この塩田は、その後、領国経営の一環として開発が行われている。すなわち慶長4年(1599)播州荒井浜より馬居七郎兵衛・大谷五郎右衛門の両人を招待し開発を行ない、その成功に伴い、播磨・淡路の両国から百姓を招き開発を行なったといわれている。こうして慶長期には、撫養12ヶ村と呼ばれる撫養塩田の原型が完成した。その内、塩浜が最初に開発したのが斎田四組であることから、一般に撫養塩田で生産した塩を「斎田塩」あるいは「本斎田塩」と呼ばれたのである。

撫養塩田の塩田面積は、明和・安永期でおおよそ300町歩、生産高は30万石であった⁹⁾。

斎田塩は、近世初期以来江戸を市場としていた。「榎本弥左衛門覚書」によると、寛永期にはすでに多くの斎田塩が江戸に入ってきてていることがわかる。同史料から関連する部分を掲載する¹⁰⁾。

<史料1>

一才田浜・明神嶋・田猪津・越道・小田嶋・黒崎、此所は皆近所とも也、大小之かまや合三百余かま有と也、此鎌共にて大かまにてハ壹年に三千表、中鎌にてハ貳千表、下は千表大方焼也、壹鎌之大団千六七百焼出すニ、メ才田中之浜にて大団五十万表も焼可出也、舟壹艘に貳千表宛積、メ壹年に舟数合貳百五拾艘江戸へ可着也、又ハ道中にても此内を払可申也、又壹艘に千七百表積メは大方三百艘可出也、辰之年には思ひの外ニ塩出来候て、常ニ千表貳千表焼人は貳千三千表焼也、二千三千焼人ハ四千表も焼出候也

<史料1>の文中「才田浜・明神嶋・田猪津・越道・小田嶋・黒崎、此

9) 以上の一連の撫養塩業の概要については、『鳴門市史』上巻、(1976年) 相良英輔「徳島藩の塩業政策」『近代瀬戸内塩業史研究』(1992年、清文堂)などの成果を参照

10) 「榎本弥左衛門覚書〔万之覚〕」(承応二年の項)」(『川越市史史料編近世Ⅱ』1977年) この「榎本弥左衛門覚書」を利用しての自身の検討成果は、拙稿『江戸内湾塩業史の研究』(1999年、吉川弘文館)にある。参照されたい。

落合：近世後期海運業発達の前提

所は皆近所とも也、大小之かまや合三百余かま有と也」という文言からも、撫養塩田についてはすでに江戸の塩仲買の間でも大製塩地帯として知られていたといえよう。江戸に送られてきた塩の銘柄は斎田塩の他に、小豆島で生産した島塩、播州荒井浜で生産した荒井塩など他所から生産した塩の銘柄も見ることができるが、その中でも斎田塩の銘柄はとりわけ多い¹¹⁾。

また、元禄期ごろに醤油醸造業を開業した浜口家は、ヤマサ醤油株式会社として現在まで江戸・東京の一定程度の市場を有しているが、この浜口家の開業時の経営を記載した「年々宝治帳」や、享保期以降の「大福帳」を参照すると¹²⁾、近世初期は、斎田塩や現在の広島県で生産されていた竹原塩の銘柄が多い。それが、享保期以降になると、斎田塩や赤穂塩が圧倒的に多く見られるようになる¹³⁾。つまり、銘柄として竹原塩は、近世前期段階で見えなくなり、赤穂塩に代わるが、他方斎田塩は近世を通じて変化しない。また、浜口家の場合もそうであるが、その他の近世後期に開業する醤油醸造業者の場合も原料塩は斎田塩・赤穂塩の銘柄が圧倒的に多い¹⁴⁾。この点は、下り塩仲買との関係によるところも大きいが、斎田塩や赤穂塩は、「差塩」と呼ばれる苦汁分の多い殺菌性の強い塩であったことから、漬物業者や醤油醸造業あるいは江戸の魚河岸の塩蔵用として利用されることが多かったことも理由としてあげられる¹⁵⁾。このため、文化期には相州の塩浜で生産した塩が斎田塩扱いにして江戸の下り塩問屋に送られるなど偽装品まで登場するほどの市場を有していたのである¹⁶⁾。

斎田塩が江戸市場にどれだけ流入していたかという点であるが、天保11

11) 大野瑞男「『榎本弥左衛門覚書』について」(『史料館研究紀要2』1969年)

12) ヤマサ醤油株式会社所蔵史料

13) 林 玲子「銚子醤油醸造業の開始と展開」『醤油醸造業史の研究』(1990年、吉川弘文館)

14) 鈴木ゆり子「幕末期江戸近郊農村における醤油醸造—武州橘樹郡溝ノ口村上田家を中心にして—」(『幕末の農民群像』横浜開港資料館、1988年)

15) 「江戸における阿波藩の塩手捌」(『鳴門市史』上巻、1976年)

16) 拙稿「南関東における塩業の展開と塩場普請騒動」(『鎌倉』66号、1991年)

年(1840)の「斎田塩之儀ニ付被 仰渡書写」を参照すると、「斎田塩五ヶ年入津高平均壱ヶ年分百万八千三百六拾三俵ニ有之……」と天保期における斎田塩の1年間の入津高は、おおよそ100万俵を上回っていた¹⁷⁾。斎田塩は1俵相当2斗5升拵えであることから、25万石の塩が江戸に送られていた計算になる。漬物などの塩が含まれるので全てが消費用に使用されたわけではないことを念頭に据えても、一般に1年間における一人当たりの塩の消費量を1斗とすれば、実に250万人もの消費量を担っていたのである。

以上、全国市場の形成に伴う特産地の成立を見てきたが、次に受け入れ側としての江戸下り塩問屋について見ていくことにしよう。先に指摘した「榎本弥左衛門覚書」によると慶安期にはすでに、下り塩問屋が四軒存在していた。近世前期より、下り塩問屋は荷受・保管、下り塩仲買は販売という問屋一仲買関係が見られるのである。同史料によれば「塩商ハ、大上り大下り有候而、大事之商ニ而候……」と不安定の需給関係による価格の乱高下が見られる¹⁸⁾。一般に、下り物をあつかう問屋は、元禄期ごろに荷受問屋から仕入問屋へと移行するが、下り塩問屋は原則として荷受問屋のままであった。江戸における廻船問屋について概観できる<史料2>を参照したい¹⁹⁾。

<史料2>

一寛永の頃に及び、江戸地方漸次繁盛に至り、廻漕の便倍々盛なるに従ひ、船主は積荷の増加するを以て船製造の入費を速に償却することを得、荷主は運送費用の低価にして運輸の速なるに由り、江戸荷主と大坂船主と相謀り、荷物出入等の請次取扱を為す者を定めたり、之を廻船問屋と名く、是廻船問屋の創始なり、當時問屋人員五拾余あり、之れを分けて四組とす、即ち菱垣廻船問屋三名、樽廻船問屋

17) 天保11年「斎田塩之儀ニ付被仰 渡書写」(『諸問屋再興調』13)

18) 「榎本弥左衛門覚書〔万之覚〕」(承応二年の項)
(『川越市史史料編近世Ⅱ』1977年)

19) 東京都公文書館蔵「東京諸問屋沿革志」より抄録

落合：近世後期海運業発達の前提

三名、塩廻船問屋四名、廻船問屋是なり、菱垣廻船は専ら大阪地方の仕立に係り、樽廻船は大阪、池田、伊丹の仕立に係り、塩廻船は赤穂才田の仕立に係る、又廻船下り塩問屋と称ふるものは、尋常の廻船問屋と異なり、塩問屋を兼業す、其他諸国浦々の仕立に係る廻船は、諸問屋の中にて各其取扱の船を定む、之を称して株船と云ふ

<史料2>を参照すると廻船問屋は、樽廻船問屋・菱垣廻船問屋とは別に塩廻船問屋が存在している。この廻船下り塩問屋は、荷受け問屋であった。よって運賃積を基本とし、仕入問屋との結びつきをもつ樽廻船問屋・菱垣廻船問屋とは性格を異にする。まさにこの、荷主と塩仲買の仲介を得て口銭を得るという、荷受問屋である下り塩問屋の機能こそが、買積船を受容することを可能としたのである。つまり、塩の荷受が商い手段であることから、多様な廻船の受け入れを可能とし、その結果、内海船などの買積船の受容を可能としたのである。

以上、撫養塩業の展開と江戸下り塩問屋について明らかにしてきた。これまで明らかにした点を簡単にまとめておきたい。

まず、塩が買積船の取扱品目として取り上げられる理由として、①製塩地の特産地化の成立に伴い、大量の塩が江戸に流入することを可能とした点があげられる。実際、撫養塩田の場合、近世初期の段階から全国市場に対応した特産地としての形成が見られる。②また同時に江戸で受け入れられる下り塩問屋の荷受問屋としての性格が、運賃積ではない買積船の受け入れを可能とした。この点が、内海船などの買積船の受容を可能としたのである。

二．田淵家伝来文書群と田淵家

田淵家文書は、家に伝來した文書群の他に国立史料館・東京都中央図書館などに所蔵され各所に残存している。本論では、はじめに指摘した通り、在家分の文書群を対象に検討することにしたい。

田淵家伝来文書群のうち在家分の文書群は、一紙文書を中心とした600点

程度である。これらの文書群は、おおよそ①寄付金などの感謝状、②金子貸借関係文書、③地所の売買関係文書、④米の貸借の文書の四つに大別することができる。このうち、本項では②を中心に検討していくことにしたい²⁰⁾。

まず最初に田淵家の由緒について<史料3>の「就御尋申上候覚」から見ていくことにしよう。

<史料3>

就御尋申上候覚

初代清右衛門

寛永十七年二月一日相果

右元祖清右衛門義根元播州浪人ニ而淡州三原郡志知川浦ニ落付夫より慶長之砌御国罷越当村開基仕地方并塩浜築立申ニ付、淡州其余他国より追々百姓共有付、右清右衛門義始而政所役被仰付、則慶長申式年三月從大膳様清右衛門當御証文被下置奉頂戴仕候、且撫養地之義専右之頃より塩浜追々出来仕ニ付、塩問屋并薪問屋撫養地ニおゐて私先祖清右衛門立石村寺田平左衛門先祖左近右衛門大桑嶋村中嶋喜左衛門先祖喜左衛門右三人へ被仰付候様伝聞御座候

一

二代清右衛門

延宝四年五月十二日相果

右清右衛門義江戸廻船所持仕居候、江戸表へ御積下之御用度々相蒙右勤切ニ付、御紋付御印被下置今以難有所持仕罷在候

一

三代清右衛門

宝永四年十一月十一日相果

右清右衛門義

御公儀様より土州様之御用木被仰付、右御用木当地へ御流レ被為遊候砌諸事裁判被仰付相勤申候、右ニ付

20) <史料3>以降の史料について、特に付記の無い限り田淵家文書を引用している。

落合：近世後期海運業發達の前提

日之丸御印取下置今以難有所持仕罷在候，且乍少々御用銀差上申候，
御証文之写左ニ申上候，且又塩問屋薪問屋并五人組役相勤居申候

覺

一銀弐百目 我久田包

右者為御用銀御停止被為成ニ付請取所如件

高畠半太左衛門

延宝四年十月七日

北浜村清右衛門方へ

覺

一銀弐百目 我久田包

右者此度熊太郎様就御急用御滯り被成候故右之銀子請取所如件

山岡平右衛門

延宝六年九月十五日

板野郡北浜村 清右衛門方へ

四代清右衛門

元文弐年十一月十五日相果

右清右衛門義先代之通塩問屋并薪問屋 土州様材木諸事御用并五人
組役相勤居申候

五代清右衛門

宝暦弐年八月十四日相果

右清右衛門義先代之通塩問屋并五人組役相勤申候

六代清右衛門

安永六年四月五日相果

右清右衛門先代之通諸問屋并五人組役相勤居申候

七代田淵清右衛門

右者私親ニ而御座候，先代之通諸事被 仰付五人組役相勤居申寛政
十年午四月庄屋役被仰付相勤居申候，然ル所猶又文化弐年丑四月組

頭庄屋被仰付，去ル文化八未年迄右御用相勤申候，仍之其身一代苗字帶刀被仰付難有罷有候，且四拾ヶ年已前土州様御手流シ材木御座候節，先代之通諸事裁判被仰付相勤申并京都より土州様へ御用木被仰付当地より御積登ニ被仰付候砌是又諸事裁判被仰付相勤居申候右之通元祖清右衛門より私迄八代之間代々血縁相続仕彼是打続御用方相場罷有候，尤親清右衛門義今以塩問屋役相勤居申候，私義者五人組役被仰付相勤居申候

右之通御尋ニ付先祖より代々御用相勤候通奉申上候已上

北浜村五人組

辰蔵

寅

大桑嶋村組頭庄屋

橋本清右衛門

同史料を参照すると、初代清右衛門の項には「右元祖清右衛門義根元播州浪人ニ而淡州三原郡志知川浦ニ落付，夫より慶長之砌御国罷越当村開基仕地方并塩浜築立申ニ付……」と慶長期の撫養塩田の開発時に淡路より移り住んだことがわかり、撫養地方における開発主体としての由緒をもつていることがわかる。さらに、近世初期より塩問屋・薪問屋となっている。田淵家は他に代々材木御用を勤めていた。また、近世初期より手船を有していたとされるが、具体的には明らかにされていない。さらに<史料4>に見られるように、文化3年(1806)には船発起講などに参加し、共同出資による船の購入を意図している。

<史料4>

覚

一金子弐歩也

右者此度船発起講御出金慥ニ受取申候，尤御取前之節ハ一季ニ右元金ヲもつて返弁可申候，仍而請取如件

吉田久之進 (印)

落合：近世後期海運業発達の前提

文化三寅年極月

田淵清右衛門殿

しかしながら、明治20年(1887)に八幡丸を購入し、その後も手船を有するような取り組みがなされているが、幕末期段階では、まだ田淵家は、山西家のように手船を有していた商人までには成長していなかったようである。

こうした、在方商人は如何なる形で商品である塩に対して市場参加したかという点を、金子借用証文から検討してみることにしよう。

三．金子借用証文から見た取引関係

田淵家に伝來した文書群のうち、いくつかの金子借用証文を近世に限定しつつ利用して検討していくことにしたい。同家の文書群のうち、金子借用証文に類する表題の文言は一様ではないが、内容としては①塩浜と田淵家との関係を示す借用証文、②田淵家と廻船との間の借用証文、③その他、の三つに大別できる。本項はその内①と②を検討していくことにしよう。

1. 塩浜と田淵家との関係

塩浜と田淵家との関係を示す史料として、<史料5>と<史料6>を提示し検討する。

<史料5>

借用一札之事

一銀札七貫八百三拾五匁四分四厘

右者嘉永元申年より当戌年十月迄塩薪代浜諸入用銀慥ニ借用申処實正候、右返弁指支申候ニ付御会所様へ紙面ヲ以御願出被成候処、近藤為左衛門殿御暇御蒙被成重々御行着被仰付御取弥々ニ而左之通相約メ申候処實正ニ候

一當時出来塩四百俵相渡可申候

一来ル亥年より寅年迄丸四ヶ年之間竈毎六拾俵宛御申出之砌何時ニ而も無相違相渡可申候

但シ塩相庭三々より已上之砌者八拾俵宛相渡可申

一前書年月通丸四十年之間惣出来塩壹俵ニ付七厘宛厘掛相掛置可申上
候間，御会所様より御下銀之砌御受取可被成候

右之通御取糺之上承伏仕取約メ申候所聊相違無之候，尤右員數ニ而
ハ借用銀皆済ニ相成不申候得共時節柄ニ応シ手元之都合宜敷砌者究
向之外成丈仕払可仕候，自然殘銀ニ相加候分者，年限後何方ニ而浜
稼仕ニ而茂前書究向之通格合ヲ以皆済返納可仕候，各約定之義者如
何様不時節ニ而も少シも違變無之為後日所御役人衆中御承知印申請
相渡申候依而借用一札如件

三ツ石村 松吉 印

戌十一月

田淵清右衛門殿

右之通致承知候

立石村庄屋 近藤為右衛門印

戌十一月

田淵清右衛門殿

<史料6>

仕渡書物之事

一右銀子当年分浜諸仕入銀ニ借用申所実正ニ候，返弁之義ハ燒塩を以
時算用相立可申候，万一算用行足し不申候得ハ，当年末御拝借并是
迄年々地借仕來り之銀子二口ヲ以返弁可仕候，為其大桑嶋村夫兵衛
三ツ石村與兵衛右兩人請人ニ相立申上ハ毛頭違亂無之候，仍而書物
仕相渡シ申所如件

三ツ石村浜人

文政元寅年七月

與三郎 印

田淵清右衛門殿

右之通三ツ石村兵三郎浜諸仕入銀ニ借用申所相違無之候，尤返弁之義御
費塩を以返弁仕候を可申候，右返弁行足り不申節ハ右御拝借并地借銀右

落合：近世後期海運業発達の前提

式面ニよつて請取算用相立可申候，万一右銀子間違候ハ、両人手元より
相弁可申候，為其請人ニ相立申上ハ全違乱無之候，仍而両人奥書仕所如件

大桑嶋村請人

夫兵衛 ㊞

寅七月

三ツ石村請人

与兵衛 ㊞

<史料5>は、銀札7貫835匁4分4厘を借用した証文である。同史料を参考すると、金子の借用分は出来塩で返済することが取り決められている。同様に<史料6>においても、金額は不明だが、銀子の借用を「焼塩」で返済することが取り決められている。つまり、借用分の返済を製品で返済したのである。この点は、一般に問屋制前貸といわれる点である。塩浜側としては、この借用銀で塩薪代や諸入用銀を得て資金として充当し、問屋側としては、一定程度の塩を安価かつ安定的に確保することを可能としたのである。

以上から見られるように、近世後期における田淵家は、在方商人として撫養塩田の各所で生産した塩を塩廻船へ販売する役割を担う以上に、それらを組織的に集荷・保管し、塩廻船へ販売する産地問屋としての性格を有していたのである。

2. 田淵家と廻船との関係

次に田淵家と廻船との関係に見られる借用証文について<史料7>から<史料12>を提示し検討していくことにしたい。

<史料7>

為替手形之事

一金百七拾九両也

右之通塩代金隨ニ借用申処實正ニ候，然ル上者月壱分半利足相加ヘ
國元着次第指登シ可申候，万一伊勢表へ乗込候節者同処より大坂加
嶋屋武助方へ無相違指登シ可申候，仍而借用一札如件

幸吉丸

卯十一月十日

藤次郎 印

浜田屋

清右衛門殿

<史料8>

覚

一金八両也

右之通借用申所実正ニ候、江戸表へ着次第兵庫泉弥兵衛迄早々指登
可申候、為後日借用一札如件

神通丸

嘉永元申八月廿四日

徳十郎 印

浜田屋清右衛門殿

<史料9>

借用申一札

一金子三拾壹両ト

銀弐匁四分ツ、

右者此度塩代金慥ニ借用申処實正ニ候、然ル上ハ國本帰國次第月壱
分弐厘利足相加ヘ元利とも無間違返弁可仕候、為後日借用一札如件

紀州新宮

嘉永三年

森尾屋佐吉

戌三月四日

沖船頭

徳吉丸與吉 印

阿州北浜

浜田屋清左衛門殿

<史料10>

借用申金子之事

一金三拾壹両也

右之通塩代借用申処實正ニ候、然ル上者月壱步弐厘利足相加ヘ國元
着次第無相違差登シ可申候、為後日借用手形如件

落合：近世後期海運業発達の前提

嘉永四亥十二月八日

紀州新宮

徳吉丸 幸八印

阿州 浜田屋清右衛門殿

<史料11>

借用申一札之事

一金八拾六両ト

銀三匁六分

右者此度塩代金慥ニ借用申処實正ニ候，然ル上者江戸表着次第早速
摂州兵庫和泉屋弥兵衛方へ無間違相登セ可申候，為後日借用一札如
件

摂州兵庫

安政五年九月十五日 和泉屋弥兵衛手代

沖船頭春日丸 新蔵 印

田渕清右衛門殿

<史料12>

借用申手形之事

一金七拾八両也

右之通塩代金慥ニ借用申所實正ニ候，江戸表へ着次第無相違指登シ
可申候，万一如何様之義出来候とも無滞返弁可申候，為其借用手形
如件

尾州半田

天保十二年

松栄丸彦次郎 印

寅十一月十七日

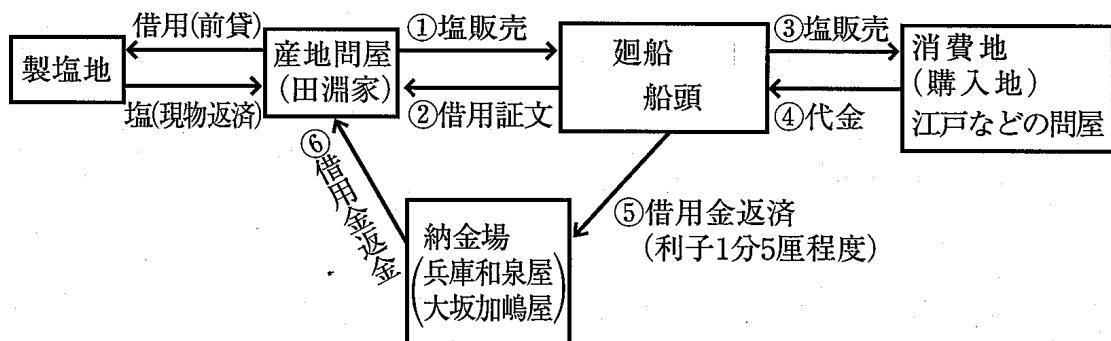
阿州撫養北浜

浜田屋清右衛門殿

同史料の内容に類する文書は、同家の文書群には他にも多く残されてい
る。これら一連の史料表題は異なるが、記載内容としては、①金子借用関
係の表題、②「塩代金借用申所實正也」という塩代金の借用、③史料により

異なるが、おおよそ月一分半程度の借用金の利足、そして、④「江戸表着次第」「伊勢表へ乗込候節ハ」「国元着船次第」など返済時期の確認、⑤「摂州兵庫和泉屋弥兵衛方へ」、「大坂加嶋屋武助方へ」という納金場の確認、⑥「指登シ……」という文言の6つの内容構成になっている。つまり買積船は、田淵家から塩を購入するのに際し、即時的に塩の代金が支払われたのではなく、この段階では借金を行ない江戸で利子を付した上で支払うという条件のもとで塩を購入していたことがわかる。同史料が全てではないが、表現が<史料7>のように「為替手形」という文言も見受けられる。つまり、為替による信用取引がこの時期行なわれていたことがわかる。以上のことから、塩廻船と田淵家（産地問屋）との取引関係は<図>のように見ることができよう。

<図> 産地問屋と廻船の取引関係



つまり、塩代金は即金で船主が塩問屋に対して支払われるのではなく、月おおよそ1分5厘程度の利足で金子を田淵家の様な産地問屋から借用し、江戸・伊勢・国元などの塩の諸消費地に到着し販売がなされた上で、仲立である摂州兵庫和泉屋弥兵衛・大坂加嶋屋武助に対して借用金の納金が行なわれたのである。おそらく田淵家は、和泉屋・加嶋屋から借用証文の引替えとして塩代金を受け取ったのであろう。以上に見られるような一連の過程を通じて、塩の売買取引がなされたのである。この一連の過程から考えるに、産地問屋の立場としては、一定の利子を付した上で販売収入を獲得することを可能とし、他方、塩廻船の立場としては多額の金を有さずと

落合：近世後期海運業発達の前提

も一定程度の購入資金で塩などの取引を可能としたのである。その結果、借用金に対する利子分が求められるものの、地域間価格差による利益を受けることを可能としたのである。この点が買積船の発達の要素の一つであろうと思われる。地方為替取引の発達が塩廻船および産地問屋の共生的な発展を促すこととなったのである。

三．田淵家文書の検討(2)——金子領収証から見た一視点——

田淵家伝来文書群のうち、まとまった史料群の一つとして、金子領収証があることは、先に指摘したところである。本論の主旨とは直接関係ないが、それらの史料群を紹介しておきたい。

金子領収証の全体を通してまとめた目録は＜表＞の通りである。様々なところから田淵家に対して寄付金（物品）の領収書が出されていることがわかる。なお、表中には文書の受取りの主体名を掲載しなかったが、ほとんどが当時当主であった田淵清一郎であった。

＜表＞によると、明治13年(1880)から明治36年(1903)の間の66件の内容が記載されている。この66件の内容を参照すると、おおよそ地元を中心とした寺社などへの寄付金がほとんどであることが判明する。なかでも、明治13年(1880)の警察署新築費、明治22年(1889)の小学校建築費、明治29年(1896)の日本赤十字社費用などの寄付金は、地方の名望家の要素を示す事例ということができよう。実際、当主である田淵清一郎は、明治17年(1884)北浜村々会議員、明治19年(1886)には板野郡撫養林崎外六村役所の村委会員に命じられている。

かかる史料のうち本論において興味深い点を一つ指摘しておくことにしたい。すなわち、明治24年(1891)7月22日の「金一〇円領収証」に注目したい。一見ほかでも見ることができるものであるが、同史料は、三浦郡浦賀町幹事臼井儀兵衛他一名が田淵清一郎に宛てた文書で、内容は浦賀奉行で戊辰戦争で戦死した中島三郎助記念碑に対する寄付金の領収証である。＜史料13＞＜史料14＞が該当の史料といえる。

<表> 田淵家寄付先一覧

表題	年代	寄付物品	差出
白鳥宮寄付金	明治13年2月3日	金10円	植田與平
宇佐八幡宮修繕寄付金	明治13年3月10日	金3円	板野郡斎田村用係森忠次郎
南浜警察署木崎分署新築費	明治13年7月30日	金6円2銭5厘	徳島県
海上安全金円奉納	明治13年8月2日	金2円	越後新潟大円寺光明海上人
警察署新築費・警察用船1艘附属品	明治13年11月12日	金3円50銭	徳島県
御初穂	明治15年11月4日	金1円	新潟県鏡替山大円寺住職光明海上人
御堂亞坊舎再興資本金受取証	明治16年4月27日	金5円50銭	紀州那智山花山院
神道大社教本院建築二付	明治17年6月9日	金1円	神道大社教本院
本院新築寄付	明治17年6月9日	金1円	神道大社教本院建築係
金毘羅神社本殿再建寄付金	明治17年10月	金50円	阿波国板野郡木津村金毘羅神社社務所
板野郡撫養郷社宇佐八幡神社神輿寄付金	明治20年9月12日	金3円	板野郡撫養斎田村郷社宇佐八幡神社社務所
出雲大社保存会設立義損金	明治20年9月12日	金5円	出雲大社保存会長千家尊福
撫養警察署	明治20年12月24日	乗馬・器械	徳島県知事酒井明
金毘羅神社本殿再建寄付金	明治21年4月10日	金13銭	阿波国板野郡木津村金毘羅神社社務所
熊野速玉神社造営寄付金	明治22年3月17日	金3円	紀伊国新宮町熊野速玉神社造営事務所会計係
撫養警察署増築費	明治22年3月35日	金5円	徳島県知事酒井明
波切不堂尊本堂再建寄付金	明治22年7月29日	金1円	高野山南院
本堂維持	明治22年7月	天井板子	光徳寺
林崎新築尋常小学校建築費	明治22年12月25日	金22円	板野郡旧撫養林崎村外六村用係兼子久三郎
弥山寄付金	明治24年3月3日	金2円	国幣中社大麻比古神社々務所
中島記念碑建設	明治24年7月22日	金10円	神奈川県三浦郡浦賀町幹事臼井儀兵衛外1名
早玉神社寄付金	明治25年3月21日	金3円	社宮町池田松二郎
善光寺本堂縁側修繕・玉垣建築金奉納寄付金	明治25年4月25日	金25銭	信州善光寺修築阿波国派出徳島市事務所
特別寄付	明治25年6月18日	金50円	総本山知恩院事務所
撫養町金毘羅神社高麗狗建設寄付金	明治26年4月	金2円	発願人秦喜平外2名

落合：近世後期海運業発達の前提

帝国議会記念碑建設義損金	明治26年8月19日	金2円	大日本帝国議会記念碑建設事務所
四国第一番大師堂再建寄付金	明治27年1月29日	金5円	徳島県板野郡靈山寺
寺寄付金	明治27年7月10日	金15円	光徳寺二十四主就讐
塩竈社組天井板四枚寄付	明治27年7月17日	金1円20銭	塩竈社組天井周旋人物代中野孫三郎
御神楽料	明治28年4月27日	金5円	皇大新宮神樂殿
御饌料	明治28年4月27日	金30銭	豊受大神社神樂殿
領収証	明治28年4月29日	金5円	総本山知恩院事務所
招魂祭神前奉納金	明治28年10月3日	金1円	丸亀偕行社
日本赤十字社費用	明治29年1月29日	金1円	日本赤十字社徳島支部長村上義雄
視察寄付金	明治29年6月4日	金50銭	忌部神社々務所
領収証	明治29年8月30日	金50銭	総本山知恩院事務所
神宮教徳島教会拡張講堂建築費用	明治29年9月29日	金5円	幹事工藤侍郎
弁財天前へ寄付金	明治30年2月8日	金50銭	淡路福良弁財天講中受納係
本堂再建寄付金	明治30年2月14日	金10銭	奈良県吉野郡天川村日輪山吉祥寺再建係
出雲大社大御御楽奏上献供料金	明治30年4月20日	金1円	大社本院出張員高間弥市外1名
如来前へ奉納	明治30年4月25日	金10銭	信州善光寺寺務職大本願上人執事
如来前へ奉納	明治30年4月25日	金10銭	信州善光寺寺務職大本願上人執事
大麻比古神社營繕費寄付金	明治30年10月18日	金5円	湯浅長治
塩業協会寄付金	明治30年11月7日	金100円	平野伊三郎
豊国会寄付金	明治31年1月24日	金10円	板野郡役所豊国会委員蜂須賀昭邦
豊太閤墳墓修理・百年祭挙行事業寄付金	明治31年3月22日	金10円	豊邦会会长黒田長成
鐘鑄寄付金	明治31年4月12日	金1円	撫養町斎田寺執事
國幣中社大麻比古神社建物營繕費	明治31年6月15日	金5円	徳島県知事
罹災者救恤金	明治31年7月1日	金5円	宮城県知事時任為基・岩手県知事服部一三・青森県知事河野圭一郎
県下洪水罹災民救助金	明治31年7月15日	金3円	徳島県知事山形伊三郎
阿須賀神社修繕費	明治31年11月25日	金3円	阿須賀神社信徒惣代速川徳四郎外3名

修道商学 第39卷 第2号

稻荷普請金	明治32年8月	金11円70銭	
永代月参神樂講費	明治32年10月7日	金1円	伊勢山田外宮前久保倉太夫外1名
板野教育会基本金寄贈	明治33年2月20日	金10円	板野教育會長吉原正剛
本堂再建寄付懇志	明治33年6月18日	金50銭	妙福寺住職藪潛龍外1名
玉垣寄付金	明治34年1月22日	金10円	市杵島神社玉垣周旋係
玉垣寄付金	明治34年1月29日	金10円	市杵島神社玉垣周旋係
日本赤十字社総裁小松宮來県旅館建築費	明治34年4月3日	金2円	日本赤十字社徳島支部長五位小倉久
御神樂料	明治34年5月19日	金5円	皇大神宮神樂殿
御神樂料	明治34年5月22日	金5円	皇大神宮神樂殿
神納証	明治34年9月20日	金2円	水天宮造営事務所
畠傍檜原教会会費	明治35年2月22日	金5円	檜原神宮境外畠傍檜原教会本院
太宰府神社一千年祭挙行事業寄付金	明治35年4月20日	金5円	菅公会会长黒田長成
祈祷料	明治36年5月26日	金1円	大社教本院祈祷
阿弥陀仏殿再建資進納	明治36年6月1日	金20円	総本山知恩院寺務所
阿弥陀仏殿再建事業寄付	明治36年6月1日	多額の淨財	総本山知恩院門跡

<史料13>

受領証

義捐金 拾円也

右者故中島翁紀念碑建設ニ付

御贊助之金額正ニ領取候也

明治廿四年 神奈川県三浦郡浦賀町紺屋廿六番地

七月二十二日 幹事 白井儀兵衛 印

同県同郡豊島村中里百七十七番地

同 浜口英幹 印

阿波国撫養北浜

田淵清一郎殿

<史料14>

今般亡中島三郎助紀念碑建設ニ付厚御賛成成被

落合：近世後期海運業発達の前提

下御蔭ヲ以テ同人生前ノ事蹟永世ニ伝り於私
共難有奉存候ハ勿論地下ノ靈魂モ満足可仕事
ト奉存候此段御礼申上候、敬具

明治二十四年八月 三郎助男

中島與曾八

親戚 田口乾三

同 鐘子

岡田井藏

内藤實造

この地元・寺社とは異なる浦賀の中島三郎助記念碑に対する寄付金は、浦賀問屋である臼井儀兵衛などとの関係を田淵清一郎が維持することを意図した寄付金として考えることができよう。66点のうち一点のみの史料であるが、こうした浦賀問屋の依頼に対し、寄付金を応じている点は、間接的ではあるが海運業に関わりを持つ田淵家を知る上で興味深い事例ということができるのである。

おわりに

以上本論では、「近世後期海運業発達の前提」と題して、近世後期の海運業の担い手として注目されてきた内海船の買積船登場の前提について考えてきた。斎藤善之氏が指摘するように、近世後期における商品流通の担い手として、また幕藩制市場の変容を生む存在として内海船は注目すべき点であるといえる。この点は青木美智男氏が、阿部正蔵の調査結果を引用しつつ、「『内海船』は、幕藩制的な市場構造の再編や政治改革を余儀なくさせるような19世紀初期から開港期の歴史のなかで、かなり重要な役割を果したようである。」とすでに指摘している通りである²¹⁾。

かかる視点を積極的に評価しつつ、買積船としての内海船の位置付けを、

21) 青木美智男「大坂市場を揺るがした『内海船』について」(『日本歴史』500号、1990年)

近世前期以来から存在する買積船とは性格を異にした歴史的存在として考えようとしたものが本論の内容であった。そしてこの視角を、近世後期の海運業の担い手ともなった内海船の発達の前提をいかなる点に求めるかという点に着目したものであった。簡単にまとめておきたい。

まず、幕藩制的全国市場のもと、こうした買積船が伸張する社会的前提としては、①幕藩制的全国市場成立に伴う地域的な分業およびその結果として登場する特産地の形成、②それに伴う地域間価格差の形成、の二つの点を指摘することができる。この点は、はじめに指摘した通りである。全国市場の成立、幕藩制的な支配に基づく海運業の発達、藩領域市場の形成と中央市場との結合に見られる幕藩制的市場構造の成立などの諸要因は、地域市場のみを対象とするのではない、中央市場を対象とした大量生産を行ないうる特産地の成立を生みだすことを可能とした。またその結果、地域間価格差の利潤を得ることを目的とした買積船が伸張する要素ともなつたのである。

次に買積船の取扱品目として多い、米・塩・干鰯のうち塩を対象にする以下のように指摘できる。まず第一に、瀬戸内では元禄期段階で一軒前を基礎構造に据えた入浜塩田が成立し、その結果として見られる十州塩田による産地化の形成が挙げられる。また同時に、元禄期段階ごろにおおよそ問屋は、荷受問屋から仕入問屋へと質的变化を見せ、運賃積を基本にした菱垣廻船ないしは樽廻船への制度的な編成が見られるが、下り塩問屋の場合、商品を荷受することを基本とした荷受問屋の性格は基本的に変化はなかった。この点が買積船の取扱品目として塩を多く見ることができる理由であろうと思われる。

そして、もう一つ重要な視点として、近世後期の在方商人の成長を指摘することができよう。本論で明らかにしたような田淵家の事例は、その一つとして指摘することができる。つまり、撫養塩業の場合、いくつかの塩問屋は、廻船を所持し手船経営を行なう例もあったが、そこまで成長が至らない塩問屋の場合でも、一定期間金子の貸与を行ない得る程度までには

落合：近世後期海運業発達の前提

成長していたと考えられる。この在方商人の成長は、塩を購入し借金する際に、江戸に代表される荷卸地に到着した段階で利子を付して返金することを可能としたのである。このことは、買積船の側としては、産地との商品取引に際し、全額支払の必要は無く、一定程度の購入資金で商品購入—運送—販売の一連の取組を可能としたのである。つまり、一方で利子分を余計な支払分として求められるものの、他方船主にとっては地域間の価格差による利潤を得ることを可能としたのである。

在方商人側としては、生産地（塩田）と在方商人（産地問屋）との間は問屋制前貸による、生産塩の安定的な確保が得られ、また在方商人（産地問屋）と買積船との間に見られる様な利子を付した上での販売収入を獲得することができたのである。他方、買積船においても、船に現金を持つことをせずとも、一定の資金で地域間価格差による利潤を得ることを可能としたのである。つまり、この段階では、在方商人と買積船との間に見られる共生的発展が見られたのである。

(付記) 本稿執筆に当り、たばこと塩の博物館、塩業資料室をはじめとして多くの方々のお世話になった。記して謝意を表したい。なお同成果は、第20回中央史学会大会（1995年）での報告を改稿したものである。また同成果は、文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究「日本塩業史の研究」の成果の一部である。